

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その翌日が休日である場合)

(趣旨)

第一条 この規則は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号以下「法」という。）、毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号以下「政令」という。）及び毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定毒物使用者の指定の申請)

第二条 政令第十一一条第一号又は第二十八条第一号ロの規定による使用者の指定を受けようとする者は、様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 履歴書（法人にあつては、定款又は寄附行為）

二 森林を経営する者にあつては、森林の位置図

三 主として食糧を貯蔵するための倉庫を経営する者、食糧を貯蔵するための倉庫を有し、かつ、食糧の製造若しくは加工を業とする者又は

営業のために倉庫を有する者にあつては、当該倉庫の付近の見取図及び構造概要図

四 特定毒物の貯蔵場所の付近の見取図及び貯蔵設備の構造概要図

政令第十六条第一号又は第二十二条第一号の規定による使用者の指定を受けようとする者は、様式第二号による申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 団体の規約又はこれに相当するもの

二 団体の構成員が所有する農地（特定毒物を使用する農地に限る。）の位置図

三 特定毒物の貯蔵場所の付近の見取図及び貯蔵設備の構造概要図

毒物及び劇物取締法施行細則
(昭和二十六年三月鳥取県規則第九号)
の全部を改正する。

(特定毒物使用者の指定等)

第三条 知事は、前条の規定による申請があつた場合において、当該申請者が特定毒物の使用者（以下「特定毒物使用者」という。）として適當と認めるときは、その指定をし、様式第三号による指定証を交付しなければならない。

(特定毒物使用者の住所等の変更の届出)

第四条 特定毒物使用者の指定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、様式第四号による届書により知事に届け出なければならない。

一 住所又は氏名（法人又は団体にあつては、その名称又は代表者の氏名）

二 森林の所在地又はその面積

三 倉庫の所在地又はその構造

四 特定毒物の貯蔵場所又は貯蔵設備の構造

2 前項の場合において、届出に係る事項が同項第一号に掲げる事項の変更であるときは前条の規定により交付を受けた指定証（以下「特定毒物使用者指定証」という。）を、同項第二号から第四号までに掲げる事項の変更であるときは当該変更に係る第二条第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第三号に掲げる書類を前項の届書に添付しなければならない。

(特定毒物使用者指定証の亡失の届出)

第五条 特定毒物使用者の指定を受けた者は、特定毒物使用者指定証を亡失したときは、速やかに、様式第五号による届書により知事に届け出なければならない。

(実地指導員の指定の申請)

第六条 政令第十三条第一号ロ若しくはチ、第十八条第一号ロ、ニ、ホ若しくはヘ又は第二十四条第一号ロ、ニ、ホ若しくはヘの規定による実地の指導を行う者（以下「実地指導員」という。）の指定を受けようとする者は、様式第六号による申請書に履歴書及びその資格を証する書面を添えて知事に提出しなければならない。

(実地指導員の指定等)

第七条 知事は、前条の規定による申請があつた場合において、当該申請者が実地指導員として適當と認めるときは、その指定をし、様式第七号による指定証を交付しなければならない。

(実地指導員の住所等の変更の届出)

第八条 実地指導員の指定を受けた者は、その住所又は氏名に変更があつたときは、速やかに、様式第八号による届書に前条の規定により交付を受けた指定証（以下「実地指導員指定証」という。）を添えて知事に届け出なければならない。

(特定毒物使用者指定証等の再交付)

第九条 特定毒物使用者又は実地指導員の指定を受けた者は、特定毒物使用者指定証又は実地指導員指定証（以下「特定毒物使用者指定証等」という。）を破り、よごし、又は亡失したときは、特定毒物使用者指定証等の再交付を申請することができる。

2 前項の規定により特定毒物使用者指定証等の再交付の申請をしようとする者は、様式第九号による申請書に特定毒物使用者指定証等を破り、又はよごした場合はその特定毒物使用者指定証等を添えて知事に提出しなければならない。

3 特定毒物使用者指定証の再交付を受けた者は、その再交付を受けた後亡失した特定毒物使用者指定証を発見したときは、速やかに、その特定毒物使用者指定証を知事に返納しなければならない。

(特定毒物使用者等の資格喪失等の届出)

第十一条 特定毒物使用者又は実地指導員の指定を受けた者は、その資格を失つたとき、又は特定毒物の使用若しくは実地の指導を廃止したときは、速やかに、様式第十号による届書に特定毒物使用者指定証等を添えて知事に届け出なければならない。(燻蒸作業場所の指定)

第十二条 政令第三十三条第二号イの規定による燻蒸作業を行う場所(以下「燻蒸作業場所」という。)の指定を受けようとする者は、様式第十一号による申請書にその指定を受けようとする燻蒸作業場所の付近の見取図を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る場所が燻蒸作業場所として適当と認めるときは、その指定をし、様式第十二号による指定証を交付しなければならない。

(毒物劇物営業者の登録票の掲示)

第十三条 法第三条第三項に規定する毒物劇物営業者は、その交付を受けた登録票を製造所、営業所又は店舗の見やすい場所に掲示しておかなければならぬ。

(毒物劇物取扱者試験願書の提出)

第十四条 毒物劇物取扱者試験の合格証(以下「合格証」という。)の様式は、様式第十四号によるものとする。

(合格証の再交付)

第十五条 省令第九条の規定により合格証の交付を受けた者は、合格証を破り、よごし、又は亡失したときは、その合格証の再交付を申請することができる。

2 合格証の再交付を申請しようとする者は、様式第十五号による申請書に合格証を破り、又はよごした場合はその合格証を添えて知事に提出しなければならない。

(申請書等の経由及び提出部数)

第十六条 法、政令、省令又はこの規則の規定により、知事を経由し、又は知事に提出する申請書、届書その他の書類は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる所在地等を管轄する保健所長を経由しなければならない。

区	分	所	在	地	等
特定毒物使用者に関する書類		森林若しくは倉庫の所在地又は住所地			
実地指導員に関する書類		住所地又は勤務地			
燻蒸作業場所に関する書類		燻蒸作業場所の所在地			
毒物劇物営業者に関する書類		製造所、営業所又は店舗の所在地			
特定毒物研究者に関する書類		研究所の所在地			

毒物劇物取扱責任者に関する書類	製造所、営業所、店舗又は事業場の所在地
業務上取扱者に関する書類	事業場の所在地

2 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書、届書その他の書類の提出部数は、それぞれ正副1部とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の毒物及び劇物取締法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりなされた申請若しくは届出又は指定は、改正後の毒物及び劇物取締法施行細則（以下「改正後の規則」といいう。）の相当規定によりなされた申請若しくは届出又は指定とみなす。
- 3 改正前の規則第十条の規定により交付された指定証は、それ改正後の規則第三条又は第七条の規定により交付された特定毒物使用者指定証又は実地指導員指定証とみなす。

様式第1号（第2条関係）

特定毒物使用者指定申請書

職 氏 名 殿

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

申請者 住 所

氏 名 (法人又は団体にあっては、
名称及び代表者の氏名)
④

(電話 局 番)

使用する特定毒物の品目

森林又は倉庫	所在地
面積又は 床面積	
特定毒物の貯蔵場所	

様式第2号(第2条関係)

特定毒物使用者指定申請書

職 氏名 殿

次のとおり特定毒物使用者の指定を受けたいので申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

申請者 住 所

名 称

代表者の氏名

(電話 局 番)

回

氏 名 (法人又は団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)毒物及び劇物取締法施行令第
条第 号の規定により、下記

の特定毒物の使用者に指定する。

年 月 日

職 氏名

記

回

特定毒物の品目

使用する特定毒物の品目	
団体の構成員の人数	
団体の構成員の所有する農地(特定毒物を使用する農地に限る。)	所在地 面積
特定毒物の貯蔵場所	

様式第3号(第3条関係)

特定毒物使用者指定証

第 号

職 氏名 (法人又は団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)

年 月 日

号の規定により、下記

様式第4号(第4条関係)

特定毒物使用者変更届書

職 氏名 殿

次のとおり変更があつたので届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

届出者 住所

氏名(法人又は団体にあつては、)
(名称及び代表者の氏名)

㊂

(電話 局 番)

指 定 証	番 号
交付年月日	
変 更 事 項	
変 更 年 月 日	
変 更 の 理 由	

様式第5号(第5号関係)

特定毒物使用者指定証亡失届書

職 氏名 殿

次のとおり特定毒物使用者指定証を亡失したので届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

届出者 住所

氏名(法人又は団体にあつては、)
(名称及び代表者の氏名)

㊂

(電話 局 番)

指 定 証	番 号
交付年月日	
変 更 事 項	
亡 失 年 月 日	
亡 失 の 理 由	

様式第6号(第6条関係)

実地指導員指定申請書

職 氏名 殿

次のとおり実地指導員の指定を受けたいので申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

申請者 住 所

住 所
氏 名氏 名
(電話 局 番)毒物及び劇物取締法施行令第 条第 号の規定により、
下記の特定毒物の実地指導員に指定する。

年 月 日

職 氏名

記

回

実地指導をする特定毒物の品目	
資 格	

特定毒物の品目

備考 資格の欄は、毒物劇物取扱責任者の資格を有する者、病害虫防除員、専門技術員、改良普及員、地方公共団体の技術職員又は農業協同組合、農業共済組合、森林組合若しくは生産森林組合の技術職員の別を記載すること。

様式第7号(第7条関係)

第 号

実地指導員指定証

様式第8号(第8条関係)

実地指導員変更届書

職 氏 名 殿

次のとおり変更があつたので届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

届出者 住 所

氏名
(電話 局 番)
㊞

指 定 証	番 号
交付年月日	
変 更 事 項	
変 更 年 月 日	
変 更 の 理 由	

様式第9号(第9条関係)

特定毒物使用者
指定証再交付申請書
実地指導員

職 氏 名 殿

次のとおり 特定毒物使用者 指定証の再交付を受けたいので申請

し ま す。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

申請者 住 所

氏名 (法人又は団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)
㊞

指 定 証	番 号
交付年月日	
再交付を受けようとする理由	

様式第10号 (第10条関係)

資格そう失(業務廃止)届書

職 氏名 殿

下記のとおり特定毒物使用者(実地指導員)の資格をそう失(業務
を廃止)したので届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

届出者 住 所
氏 名 (法人又は団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)
印

(電話 局 番)

指 定 証	番 号
交付年月日	
資格そう失(業務廃止)年月日	
資格そう失(業務廃止)の理由	

様式第11号 (第11条関係)

くん 煙蒸作業場所指定申請書

職 氏名 殿

次のとおりくん 煙蒸作業場所の指定を受けたいので申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

申請者 住 所
氏 名 (法人にあつては、名称及び
代表者の氏名)
印

(電話 局 番)

指定を受けようとするくん 煙蒸作業 場所の所在地	
くん 煙蒸作業の期 間	
くん 煙蒸作業の内容	コンテナの 個数
	毒物の使用 量

様式第12号 (第11条関係)

第一号

燻蒸作業場所指定証

住所

氏名 (法人にあつては、名称及び
代表者の氏名)

毒物及び劇物取扱法施行令第30条第2号イの規定により、燻蒸作業

を行う場所を下記のとおり指定する。

年 月 日

職 氏名

回

燻蒸作業場所
燻蒸作業の期間年 月 日 から
年 月 日 まで

様式第13号 (第13条関係)

毒物劇物取扱者試験願書

収入証紙
はり付け欄農業用品目
特定品目

毒物劇物取扱者試験を受けたいので申請します。

年 月 日

本籍

郵便番号□□□□-□□

申請者 住所

氏名

回

年 月 日 生

(電話 局 番)

様式第14号関係(第14条関係)

様式第15号(第15条関係)

第 号

合 格 証

職 氏 名 殿

合格証再交付申請書

次のとおり合格証の再交付を受けたいので申請します。

氏名

年 月 日生

申請者住所

氏名

(電話 局 番)

郵便番号 □□□□-□□

農業用品目
一般
毒物劇物取扱者
特定品目

試験に合格したことを証明する。

年 月 日

職 氏 名

固

種類	
合格証番号	
交付年月日	
本籍	
生年月日	
再交付を受けようとする理由	